

令和３年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

※この解答は、令和３年７月１日施行法令に基づき作成しています。

〈令和3年度 通関実務 解答 & 難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第1問	5点
輸入申告書（選択式・計算式）	第2問	15点
選択式	第3問～第7問（各2点）	10点
計算式	第8問～第12問（各2点）	10点
択一式	第13問～第17問（各1点）	5点
合計		45点

【輸出申告書】 5点

問	正 解	ランク
第1問	(a) ⑫	A
	(b) ⑭	
	(c) ②	
	(d) ⑩	
	(e) ⑤	

【輸入申告書】 15点

問	正 解	ランク
第2問	(a) ①	A
	(b) ⑥	
	(c) ⑭	
	(d) ⑨	
	(e) ⑩	
	(f) 2856000	
	(g) 2374400	
	(h) 1030400	
	(i) 0323680	
	(j) 0286720	

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	関税の確定及び納付	2, 5	A
第4問	関税率表の所属の決定	2, 3, 5	B
第5問	事前教示	2, 3, 5	B
第6問	経済連携協定	4, 5	A
第7問	原産地の認定（経済連携協定）	1, 3, 5	B

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	関税額の計算	0612600	A
第9問	関税額及び消費税額，地方消費税額の計算	1019000	C
第10問	課税価格の計算	6975000	C
第11問	課税価格の計算	2145000	A
第12問	課税価格の計算	6150000	A

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	輸出通関	2	C
第14問	輸入通関	3	C
第15問	関税率表上の分類	5	A
第16問	関税率表上の分類	2	A
第17問	原産地の認定（経済連携協定）	2	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑫ (b)－⑭ (c)－② (d)－⑩ (e)－⑤

1 為替レート

令和3.9.12～令和3.9.18までのレートを適用し、\$ 1 = ¥112.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) 浮出し地球儀：9023.00-0000

問題文7より、浮出し地球儀であり、関税率表解説90.23項(10)より、90.23項に分類する。

(2) 万年筆とボールペンのセット：9608.50-0005

万年筆（9608.30号）とボールペン（9608.10号）をセットにしたものである
ので、上記の番号に分類する。

(3) 万年筆用のインクカートリッジ（黒色）：3215.90-0004

関税率表解説32.15項(b)及び96.08項(a)より、32.15項に含まれ、印刷用インキではないので、上記の番号に分類する。

(4) 鉄鋼製ブックエンド：8304.00-0003

関税率表解説73.26項(e)及び83.04項より、83.04項に分類する。

(5) ペンケース（外面が革製のもの）：4202.91-0003

関税率表解説42.02項より、ペンケースは42.02項の前半の部分（「及び」より前の部分）に含まれ、革製なので42.02項に分類する。「及び」以下の品目（トランク、スーツケース等）が記載されている一段落ちには含まれず、「ハンドバッグ」や「ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品」でもないので、「その他のもの」とし、外面が革製であるので上記の番号に分類する。

(6) 紙製ノートブック（雑記帳）：4820.10-0003

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は、D P Uとなっている。

仕入書に含まれている、問題文6のイ（輸出者の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃）6%とロ（輸出港における貨物の船積みに要する費用）4%はそのままとし、ハ（輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃及び保険料）8%とニ（輸入港から輸入者（買手）の指定する場所までの運送に要する費用及び荷卸しが完了するまでの費用）5%の**合計13%**は輸出港において船積みした後の費用であるので、これを**控除**してF O B価格を算出する。

仕入書価格（D P U）×87%（0.87）＝輸出申告価格（F O B）となるので、
仕入書価格＝輸出申告価格 $\div 0.87$ となる。

$200,000\text{円} \div 0.87 \div 112 = \$2,052.54\cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(5)と(6)は品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち**価格の最も大きい(5)の統計品目番号**で一括させ、10桁目は「X」となる。

- (a)－貨物(1) →⑫
- (b)－貨物(2) →⑭
- (c)－貨物(3) →②
- (d)－貨物(4) →⑩
- (e)－貨物(5), (6) →⑤

第2問 正解 (a)－① (b)－⑥ (c)－⑭ (d)－⑨ (e)－⑩
(f)－2856000 (g)－2374400 (h)－1030400 (i)－0323680
(j)－0286720

1 為替レート

令和3.9.12～令和3.9.18までのレートを適用し、US\$ 1＝¥112.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため
(1)～(6)までの番号を付する。

(1) ノンアルコールビール（麦芽から作ったもの）：2202.91-2003

関税率表解説22.02項(B)(1)より、麦芽から作ったビールでアルコール分が0.5%以下のものは、ノンアルコールビールに分類する。2202.91号のうち、砂糖を加えていないものであるので、上記の番号に分類する。

(2) クッキー：1905.90-3123

クッキーはココアを含有するかしないかを問わず、19.05項に属する（18類注1）。砂糖を加えているので上記の番号に分類する。

(3) チューインガム：1704.10-0005

ココアを含有しない、砂糖を使用したチューインガムは上記の番号に分類する。

(4) トマトジュース：2009.50-2003

問題文10より、含有物の乾燥重量が全重量の6%であり、第20類注4に規定する7%以上のものに該当しないので、トマトジュースとして20.09項に属し、砂糖を加えていないので上記の番号に分類する。

(5) レモネード：2202.10-1005

アルコールは含有しておらず、関税率表解説22.02項(A)(2)より、レモネードは2202.10号に含まれ、また、問題文11より、水に砂糖を加えたものであるので上記の番号に分類する。

(6) アイスクリーム：2105.00-1916

アイスクリームはココアを含有するかしないかを問わず、21.05項に属する（18類注1）。砂糖を加えたもので、しよ糖の含有量が52%であるので、上記の番号に分類する。

3 申告価格等

(1)のビールについて、問題文7より、輸入者が5,000米ドルで購入し、輸出者に提供して**5,000米ドルの支払いを受けた原料の代金**については、輸出者に無償又は値引きをして提供しているわけではないので加算要素に該当せず、現実支払価格にも該当しないため、**加算する必要はない**。また、買手がB社にビールの原料の買付けを委託し、当該買付け業務の対価として支払う**200米ドルは、原料の買付手数料**であり、輸入貨物の原料を取得し提供するために必要な費用であるので**課税価格に算入する**。なお、買手が負担した、当該原料を売手に提供するために要する**運送費用1,000米ドルは課税価格に算入する**。

(2)のクッキーについて、問題文8より、買手により、売手に**無償で提供した包装材の提供費用1,200米ドルは、課税価格に算入する**。また、輸入港で船卸し後、**保税蔵置場で保管する費用70,000円は課税価格に算入しない**。

(3)のチューインガムについて、問題文9より、買手が広告会社に支払った**販売促進費用4,000米ドルは課税価格に算入しない**。

各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

- (f)…貨物(3) : $\$25,500 \times \yen112 = \yen2,856,000$
- (g)…貨物(2) : $(\$20,000 + \$1,200) \times 112\text{円} = \yen2,374,400$
- (h)…貨物(1) : $(\$8,000 + \$200 + \$1,000) \times \yen112 = \yen1,030,400$
- (i)…貨物(4) : $\$2,890 \times \yen112 = \yen323,680$
- (j)…貨物(5), (6) : $(\$1,560 + \$1,000) \times \yen112 = \yen286,720$

貨物(5), (6)は品目番号が異なるが、(5)は $\$1,560 \times \yen112 = \yen174,720$ となり、ともに20万円以下であるので、問題文の指示により一括する。(5)の貨物の税率は13.4%（協定）、(6)の貨物の税率は29.8%（協定）で、問題文の指示により**関税率が高い(6)の番号で一括し、10桁目は「X」とする**。

【選択式】

第3問 正解 2, 5

- 1 × **申告納税方式**が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る**関税の納付に関する申告をしなければならない**（関税法7条1項、6条の2第1項1号）。関税が無税とされている貨物であっても、関税の納付に関する申告は必要である。
- 2 ○ 落花生油の製造に使用するための落花生がその輸入の許可の日から1年以内に製造工場でその製造が終了するものとして関税の免除を受けて輸入された場合において、当該落花生が当該製造工場以外の場所で落花生油の製造に供されたことにより税関長が**直ちに徴収する関税は、賦課課税方式**によるものとされている（6条の2第1項2号ニ、定率法13条1項2号、7項2号）。
- 3 × 課税価格につき、納税申告の時に知ることができなかった事情により誤った納税申告をした者が自主的に修正申告をした場合において、当該修正申告による納付すべき税額に係る延滞税の免除を受けようとするときは、**書面**で税関長の確認を受ける必要がある（12条6項、施行令9条1項、基本通達12-3（1）イ）。
- 4 × 延滞税に係る納付すべき税額は、**特別の手續を要しないで**納付すべき税額が確定する（関税法6条の2第2項）。
- 5 ○ 関税は、国税徴収法、地方税法その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、**他の公課及び債権に先立って**徴収する（9条の10第1項）。

第4問 正解 2, 3, 5

関税率表92類に属するものを○、属さないものを×とする。

- 1 × マイクロホンは、85類に属する（85.18項）。
- 2 ○ オルゴールは、92類に属する（92.08項）。
- 3 ○ 電気ギターは、92類に属する（92.07項）。
- 4 × ピアノ用の腰掛けは、94類に属する（94.01項）。
- 5 ○ メトロノームは、92類に属する（92.09項）。

第5問 正解 2, 3, 5

- 1 × 事前照会に対する文書による回答のうち、その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されないこととされている（基本通達7-18(9)ロ）。
- 2 ○ 文書により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容は、回答後原則として公開することとされているが、照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合するものに知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものは、当該申出に係る期間後に公開することとされている（7-18(6)ハ）。
- 3 ○ 事前照会に対する文書による回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、当該回答を行った税関に書面により申し出なければならないこととされている（7-18(8)イ）。
- 4 × 事前照会に対する口頭による回答は、原則として、即日行いうよう努めることとされている（7-19-1(4)ロ）。
- 5 ○ インターネットによる事前照会は、当該事前照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関において受け付け、それ以外の場合には、その照会者の所在地を所轄する税関において受け付けることとされている（7-19-2(3)イ）。

第6問 正解 4, 5

- 1 × アセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書の様式については、関税暫定措置法8条の2（特惠関税等）の規定による特惠関税制度に基づく原産地証明書の様式で代用することはできない。締約国原産地証明書はアセアン包括協定において当該原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならないとされている（関税法68条，施行令61条1項2号イ(1)，基本通達68-5-14）。
- 2 × アセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書は、アセアン包括協定に基づく締約国原産品である旨を記載し、かつ、当該締約国原産品の輸出者が署名した仕入書で代用することはできない。締約国原産地証明書はアセアン包括協定において当該原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならないとされている（関税法68条，施行令61条1項2号イ(1)，基本通達68-5-14）。
- 3 × アセアン税率の適用を受けて輸入しようとする貨物がアセアン包括協定の締約国以外の地域を経由して本邦に運送されたものである場合において、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下であるときは、当該貨物に係る輸入申告の際に、アセアン包括協定に基づく運送要件証明書を提出することを要しない（施行令61条1項2号ロ）。
- 4 ○ アセアン包括協定の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であって、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦に向けて直接に運送された貨物について、アセアン税率の適用を受けて輸入しようとする場合は、当該貨物に係る輸入申告の際にアセアン包括協定に基づく運送要件証明書を提出することを要しない（61条1項2号ロ）。
- 5 ○ 関税法76条1項に規定する郵便物についてアセアン税率の適用を受けて輸入しようとする場合におけるアセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書は、日本郵便株式会社から税関長への当該郵便物の提示の日において、災害その他やむを得ない理由によることなく、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならないこととされている（61条5項）。

第7問 正解 1, 3, 5

当該協定の締約国（A国）の**原産品とされるものを○**、されないものを×とする。

下表1より、通則3(b)の規定に従って関税分類が決定されるセットは、その**全ての構成要素**が原産品である場合には、締約国の原産品となる。

本問のトマトスパゲッティセットの全ての構成要素（下表3より、**スパゲッティとトマトソース**）が**A国の原産品である必要がある**。

参考資料より、スパゲッティは19.02項、トマトソースは21.03項に属するが、下表2（品目別原産地規則）より、**スパゲッティ（19.02項）は、他の類の材料からの変更**であればA国の原産品と認められ、**トマトソース（21.03項）は、生産において使用される20類の全ての材料が締約国の原産材料であればA国の原産品と認められる**。

スパゲッティについては、他の類の材料（小麦粉：11類、塩：25類）からの変更を行っているため、1から5のすべての場合について、**A国の原産品と認められる**。一方、**トマトソース**については、**材料のうち20類のもの（トマトピューレー）がA国の原産材料である必要がある**。

- 1 ○ トマトピューレーがA国の原産材料なので、**A国の原産品となる**。
- 2 × トマトピューレーがA国の原産材料ではないので、**A国の原産品とはならない**。
- 3 ○ トマトピューレーがA国の原産材料なので、**A国の原産品となる**。
- 4 × トマトピューレーがA国の原産材料ではないので、**A国の原産品とはならない**。
- 5 ○ トマトピューレーがA国の原産材料なので、**A国の原産品となる**。

第8問 正解 0612600

税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入許可前引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、当該引取承認の日の法令が適用される（関税法5条2号）。

本問においては、引取承認後に改正されているため、原則通り輸入申告の日の法令（改正前の法令）である8.4%により計算を行う。

7,294,000円（千円未満切捨て） $\times 8.4\% = 612,696$ 円

→612,600円（百円未満切捨て）

第9問 正解 1019000

ノンアルコールビール

関税額 3,479,000円（千円未満切捨て） $\times 9.6\% = 333,984$ 円

消費税額 3,479,655円 $+ 333,900$ 円 $= 3,813,555$ 円

3,813,000円（千円未満切捨て） $\times 6.24\% = 237,931.2$ 円

地方消費税額 237,900円（百円未満切捨て） $\times 22/78 = 67,100$ 円

※ノンアルコールビールは飲食用品である（酒類ではない。）ので、軽減税率が適用される。

飼料用ビタミン調製品

関税額 2,006,000円（千円未満切捨て） $\times 3\% = 60,180$ 円

消費税額 2,006,078円 $+ 60,100$ 円（百円未満切捨て） $= 2,066,178$ 円

2,066,000円（千円未満切捨て） $\times 7.8\% = 161,148$ 円

地方消費税額 161,100円 $\times$ （百円未満切捨て） $\times 22/78 = 45,438.46\cdots$ 円

食卓用ガラス皿

関税額 794,000円（千円未満切捨て） $\times 3.9\% = 30,966$ 円

消費税額 794,032円 $+ 30,900$ 円 $= 824,932$ 円

824,000円（千円未満切捨て） $\times 7.8\% = 64,272$ 円

地方消費税額 64,200円（百円未満切捨て） $\times 22/78 = 18,107.69\cdots$ 円

関税額合計 333,984円 $+ 60,180$ 円 $+ 30,966$ 円 $= 425,130$ 円

→425,100（百円未満切捨て）

消費税額合計 237,931円 $+ 161,148$ 円 $+ 64,272$ 円 $= 463,351$ 円

→463,300円（百円未満切捨て）

地方消費税額合計 67,100円 $+ 45,438$ 円 $+ 18,107$ 円 $= 130,645$ 円

→130,600円（百円未満切捨て）

合計額 425,100円 $+ 463,300$ 円 $+ 130,600$ 円 $= 1,019,000$ 円

第10問 正解 6975000

1 契約価格（E X W価格）（2）

靴1,000個分の加工賃4,500,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 MがXに提供した生地の取得価格（3）……算入する（2,000,000円を加算）

問題文8より、MとXの間には、特殊関係はないので、生産費ではなく、取得費用2,000,000円を課税価格に算入する。

3 Mが負担する生地の提供のための運賃・保険料（3）……算入する（110,000円を加算）

Mが負担した、生地をXに提供するために要した運賃80,000円と保険料30,000円（合計110,000円）は課税価格に算入する。

4 A国における生地の輸入通関費用（4）……算入しない

5 MがYに支払う手数料（5）……算入する（50,000円を加算）

Yは買手Mの管理の下で、Mの計算と危険により、貨物の引き渡しに関する業務を行っており、これについてMがYに支払う手数料は課税価格に算入する。なお、買手の管理の下で買手の計算と危険負担により、商品の引渡しを行うことは、買付けに係る業務に該当する（定率法基本通達4-9(3)イ(ロ)）が、委託加工貿易取引は売買そのものではなく、「買付け」という行為が存在しないため、買付手数料を非加算とする取扱いはない（定率法4条3項）。

6 Xの工場から輸出港までの運賃・保険料（6イ）

……算入する（82,000円を加算）

7 コンテナー賃借料（5ロ）……算入する（30,000円を加算）

8 輸出港から輸入港までの運送に要する運賃・保険料（5ハ）

……算入する（203,000円を加算）

9 輸入港における船卸しに要する費用（5ニ）……算入しない

10 輸入港からMの販売店までの運送に要する運賃及び保険料（5ホ）

……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

$$\begin{aligned} &4,500,000\text{円} + 2,000,000\text{円} + 110,000\text{円} + 50,000\text{円} + 82,000\text{円} + 30,000\text{円} + 203,000\text{円} \\ &= 6,975,000\text{円} \end{aligned}$$

第11問 正解 2145000

1 契約価格（C I F 価格）（2イ，ロ）

単価15,000円×150個＝2,250,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 値引き額（2ハ）……10%（225,000円を控除）

今回の売買契約に基づく取引により当該精密機器の本年度の累計取引数量が250個となったので、10%の値引きが与えられる。

2,250,000円×10%＝225,000円を控除する。

3 遡及値引き額（3）……加算も減算もしない

既に輸入した100個分の遡及値引きについては、今回の貨物についてのものではなく、値引きはしない。また、遡及値引きされた後の価格が仕入書価格との記載があるが、問題文2イ，ロで課税価格の計算の基礎としたのは仕入書価格ではなく（仕入書価格との記載がない）、契約価格なので、「仕入書価格」の表記は考慮しなくてよい。

4 検査費用（4）……算入する（50,000円を加算）

X（売手）が自己のために行った検査の費用でM（買手）が負担するものは、課税価格に算入する（基本通達4-2の3(1)）。

5 Mが負担した仲介手数料（5）……算入する（70,000円を加算）

X（売手）及びM（買手）のために輸入取引の成立のための仲介業務を行っているYに対しMが支払う手数料（仲介手数料）70,000円は課税価格に算入する（定率法4条1項2号イ，基本通達4-9(2)イ）。

なお、Xが支払う仲介業務の手数料40,000円は課税価格に算入しない。

以上より、課税価格は次のようになる。

2,250,000円－225,000円＋50,000円＋70,000円＝2,145,000円

第12問 正解 6150000

1 当該輸入貨物は、**無償の貨物**であるため、輸入取引によらない貨物であり、原則的決定方法により課税価格を決定することはできない。したがって、**同種の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法**により、課税価格の決定を行う（定率法4条の2第1項）。

2 同種または類似の貨物に係る取引価格の適用の優先順位（2イ、ロ、ハ、ニ、ホ）

同種の貨物に係る取引価格が類似の貨物に係る取引価格に対して優先する（定率法4条の2第1項）。したがって、この時点で同種の貨物である2ハ、ニ、ホのいずれかとなる。

また、輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、**当該輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物の取引価格が優先**する（施行令1条の10第1項）。したがって、Xが生産した2ニ、ホのいずれかとなる。

生産者が**輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物**に係る取引価格が2以上あるときは、それらの取引価格のうち、**最小のものが優先**する（施行令1条の10第2項）。

したがって、生産者Xから輸入する同種の貨物の取引価格である単価17,000円/個と単価15,000円/個のうち、小さい方の15,000円/個を適用する。

$15,000\text{円} \times 400\text{個} = 6,000,000\text{円}$ を課税価格の計算の基礎とする。

3 Xの工場から本邦の倉庫までの運送費用（3）……算入する（150,000円を加算）

150,000円には、輸入港到着後の国内運送の費用も含まれているが、**その額は明らかでないため、これらを含んだ総額である150,000円を加算**する（施行令1条の4第2号）。

以上より、課税価格は次のようになる。

$6,000,000\text{円} + 150,000\text{円} = 6,150,000\text{円}$

【択一式】

第13問 正解 2

- 1 × 特定委託輸出申告は、輸出の許可を受けるために**いずれかの税関長**に対して行うことができる（関税法67条の3第1項）。
- 2 ○ コンテナに詰められた貨物に係る保税地域等に搬入される前の検査は、当該貨物の輸出者から申出があった場合で、当該貨物が当該検査を実施することに支障がないものであり、積付状況説明書等により当該貨物の内容が明らかであり、かつ、当該検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実である場合に限り、輸出申告の後、**税関長が指定した場所で行うことができる**ものとされている（基本通達67-1-7(5)）。
- 3 × 輸出の許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物による取替えが必要となった場合には、同種貨物に取り替えて輸出する旨を当該輸出許可を行った税関に**書面**で報告することにより当該同種貨物を輸出することができる（67-1-19）。
- 4 × 税関長が輸出貨物の現品検査を要すると認めた場合において、通関業者が輸出申告の前に当該輸出貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」が輸出申告に際し添付されているときに、当該輸出貨物に係る現品検査が省略される旨の**規定はない**。なお、税関は内容点検確認書が輸出申告に際し添付されている場合は、審査・検査の参考とする（67-1-6）。
- 5 × 輸出貨物の現品検査のための蔵置場所から税関検査場までの当該輸出貨物の運搬に当たり、税関から交付された検査指定票を添付した申請書を税関長に提出して保税運送の承認を受けなければならない旨の**規定はない**。

第14問 正解 3

- 1 × 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して承認を要する貨物で、税関に当該法令に係る承認書の提出が必要とされている輸入貨物であっても、当該輸入貨物に係るその輸入申告が電子情報処理組織（NACCS）を使用して行われる場合において、その審査区分が簡易審査扱いとなったときに、当該承認書の税関への提出は要しない旨の**規定はない**。
- 2 × 関税法68条に規定する仕入書は、輸入の許可を受けようとする貨物の仕出国において国際連合の一機関である国際海事機関が定める様式により作成されたものでなければならない旨の**規定はない**。
- 3 ○ 輸入しようとする貨物について予備審査制に基づく予備申告を行った場合は、当該予備申告に係る輸入申告予定日までに当該予備申告に対する税関の審査が終了したときであっても、当該貨物に係る関税法67条の規定による**輸入申告を行うことを要する**（個別通達「予備審査制について」4(1)）。
- 4 × 予備審査制に基づく輸入貨物に係る予備申告は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行わなければならない旨の**規定はない**。
- 5 × 関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物であって消費税率が異なること等により複数欄で輸入（納税）申告されるものは、**当該複数欄の課税価格の合計が20万円以下のものに限り、少額貨物簡易通関扱いをするものとされている**（関税法基本通達67-4-1(1)）。

第15問 正解 5

- 1 a アーモンドの粉は11類に含まれる（関税率表11.06項）
b つや出した精米は10類に該当する（10.06項）
c 小麦粉は11類に含まれる（11.01項）
- 2 a 包帯（医薬を染みこませたもの）は30類に含まれる（30.05項）
b 注射器は90類に該当する（90.18項）
c 救急箱は30類に含まれる（30.06項）
- 3 a 毛布（紡織用繊維編物製）は63類に含まれる（63.01項）
b 救命胴衣（紡織用繊維織物製）は63類に含まれる（63.07項）
c 手袋（紡織用繊維織物製）は、62類に含まれる（62.16項）
- 4 a チタンのくずは81類に含まれる（81.08項）
b マグネシウムの塊は81類に含まれる（81.04項）
c すずの塊は80類に該当する（80.01項）
- 5 a ものさしは90類に含まれる（90.17項）
b 電子顕微鏡は90類に含まれる（90.12項）
c レーダーは85類に該当する（85.26項）

したがって、A-b，B-b，C-c，D-c，E-c となり，5 が正解となる。

第16問 正解 2

- 1 ○ 30類の類注において、治療用又は予防用に調製していない血液アルブミンは、30類には**含まない**（30類注1（h））。
- 2 × 51類の類注において、「羊毛」とは羊又は子羊の天然繊維をいう（51類注1（a））。やぎは含まれない。
- 3 ○ 56類の類注において、金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものは、56類には**含まない**（56類注1（e））。
- 4 ○ 71類の類注において、「貴金属」とは、銀，金，白金をいう（71類注4（A））。
- 5 ○ 95類の類注において、幼児用自転車は、95類には**含まない**（95類注1（o））。87類に属する。

第17問 正解 2

A国における完全生産品に該当するものを○、該当しないものを×とする。

- 1 ○ B国（非原産国）において生まれ、かつA国において成育された牛からA国において得られる牛乳は、原産地規則における＜完全に得られる産品＞(c)に該当し、A国における完全生産品である。
- 2 × C国（非原産国）の領海において漁ろうにより得られたまぐろを、A国において冷凍保存したものは、原産地規則における＜完全に得られる産品＞のいずれにも該当せず、A国における完全生産品とはいえない。
- 3 ○ D国（非原産国）において採取した種を、A国において播種し、栽培した後、収穫したトマトは、原産地規則における＜完全に得られる産品＞(a)に該当し、A国における完全生産品である。
- 4 ○ E国（非原産国）において生産した金属材料を用いてA国において金型を製造し、その製造の際に生じた金属の削りくずは、原産地規則における＜完全に得られる産品＞(k)(i)に該当し、A国における完全生産品である。
- 5 ○ A国において産出した原油を、F国（非原産国）において製造された機械を用いて、A国において精製した軽油は、原産地規則における＜完全に得られる産品＞(l)に該当し、A国における完全生産品である。